

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（犬及び猫の登録等の手数料）

第五条 法第三十九条の二十五第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第三十九条の五第一項の登録を受けようとする者 千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（次号及び第三号において「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、三百円）

二 法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付を受けようとする者 七百元（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二百円）

三 法第三十九条の六第一項の変更登録を受けようとする者 千円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三百円）

附 則

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。